

愛媛県里親登録証取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親が携帯する「里親登録証」（以下「登録証」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育里親 法第6条の4第1号に規定する養育里親をいう。
- (2) 専門里親 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第1条の36に規定する者をいう。
- (3) 養子縁組里親 法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親をいう。
- (4) 親族里親 法第6条の4第3号及び省令第1条の39に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 この要領の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録された者。
- (2) 親族里親で知事に里親として認定された者。

(様式)

第4条 登録証の様式は様式第1号によるものとする。

(交付)

第5条 登録証の交付を希望する者は、里親登録証交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録更新を受けた養育里親又は養子縁組里親が登録証の交付を希望する場合も同様とする。

2 知事は前項の申請書の提出があった場合は、登録証を交付するものとする。

(有効期限)

第6条 登録証の有効期限は、里親名簿の登録の有効期限までとする。

(貸与等の禁止)

第7条 里親は、登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(再交付)

第8条 登録証の交付を受けた者は、登録証を紛失し、破損等し、若しくは登録証の記載事項に変更が生じたときは、里親登録証再交付申請書（様式第3号）によりその旨を知事に届け出て、登録証の再交付を受けることができる。

(返納義務)

第9条 里親は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに登録証を返納しなければならない。

- (1) 養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録が消除されたとき
- (2) 登録証の有効期限が満了したとき
- (3) 破損等したとき、又は記載事項に変更が生じたとき

付 則

この要領は、令和5年11月27日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）
里親登録証（サイズ 5.4mm × 8.56mm）
（表面）

(写真)	里親登録証			
	〇〇年〇〇月〇〇日			
	愛媛県知事 印			
	申 氏 名：〇〇 〇〇			
請 生年月日：〇〇年〇〇月〇〇日				
者 住 所：愛媛県〇〇〇〇				
区 分	登録番号	登録(更新)年月日	有効期間満了日	
〇〇里親	〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	

（裏面）

(1)養育里親[児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の4第1号]
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育することを希望し、かつ、児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)で定める要件を満たす者のうち、養育里親名簿に登録された者をいう。

(2)専門里親[省令第1条の36]
養育里親であって、虐待、非行、障害等の理由により特に支援が必要な児童を養育する者として、養育里親名簿に登録された者をいう。

(3)養子縁組里親[法第6条の4第2号]
要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者をいう。

(4)親族里親[法第6条の4第3号、省令第1条の39]
要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他現監護者が死亡、行方不明等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、児童を委託する者として適当と認められた者をいう。

様式第 2 号（第 5 条関係）

里親登録証交付申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 申請者 住 所 氏 名 愛媛県里親登録証取扱要領第 5 条の規定により、下記のとおり里親登録証の交付を申請します。	
申 請 事 由	☐ 新 規 ☐ 更 新
里 親 区 分	☐ 養育里親 ☐ 専門里親 ☐ 養子縁組里親 ☐ 親族里親
そ の 他	

- ※以下の写真又はデータを添付すること
- ・無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身
 - ・申請前 6 カ月以内に撮影したもの

里親登録証再交付申請書

年　月　日

愛媛県知事　様

申請者　住　所
氏　名

愛媛県里親登録証取扱要領第8条の規定により、下記のとおり里親登録証の再交付を申請します。

申　請　事　由	☐ 紛　失 ☐ 破　損 ☐ 記載事項の変更 ☐ その他（ ）
里　親　区　分	☐ 養育里親 ☐ 専門里親 ☐ 養子縁組里親 ☐ 親族里親
変　更　前	
変　更　後	
変　更　年　月　日	
そ　の　他	

※以下の写真又はデータを添付すること

- ・無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身
- ・申請前 6 カ月以内に撮影したもの